

平成30年度名古屋市教育委員会第46号議案

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 国の第3期教育振興基本計画において、教育におけるＩＣＴの活用促進や校務のＩＣＴ化による教職員の業務負担軽減等とともに、それらを実現する基盤としてＩＣＴ環境整備に取り組むこととされています。

そのため、情報教育部を改組し、本市の学校における情報化推進業務の統括的な所管課として、学校情報化支援部を新設します。

- (2) 休憩時間を45分とする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限を選択制とします。

区分	改正前	改正後（①又は②を選択）	
		①	②
勤務時間の割振り	午前8時45分から 午後5時15分まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	午前9時00分から 午後5時30分まで
休憩時間の時限	正午から 午後0時45分まで	正午から 午後0時45分まで	午後0時15分から 午後1時まで

- (3) 事務局の組織改正に伴い、規定を整理します。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）
の一部を次のように改正する。

「情報教育部
第 2 条第 1 項中 主幹(1) を 「学校情報化支援部
主査(1) 」 事務係」 に改め、同条第 2

項中「主幹及び」を削り、同項研修部の項第 1 号中「情報教育部」を「研究調査部」に改め、同項研究調査部の項第 1 号中「、技術的」を「及び技術的」に、
「情報教育部」を「学校情報化支援部」に改め、同部の項第 2 号中「情報教育部」を「学校情報化支援部」に改め、同部の項に次の 1 号を加える。

(6) 校内研修支援に関すること。

第 2 条第 2 項情報教育部の項を次のように改める。

学校情報化支援部

事 務 係

- (1) 学校における情報化の推進に関する企画並びに専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (2) 学校における情報化の推進に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。
- (3) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

第2条第2項教育相談部の項第4号中「心身に障害のある」を「特別な支援を必要とする」に改める。

第3条第3項中「主幹及び」を削る。

第3条の2第1項中「次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）」を「職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員」に、「割振りは1日について」を「割振りは、」に改め、「午前8時45分から」の次に「午後5時15分まで又は午前9時から」を、「において」の次に「1日」を加え、「1日について1時間」を「、45分」に改め、「週休日は」の次に「、」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「職員の休憩時間の時限は、」を削り、「受ける職員」の次に「の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合」を加え、「午後1時まで、その他の職員にあつては正午から午後0時45分」を「午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあつては午後0時15分から正午」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（組織） 第 2 条 センターに次の組織を置く。 総務課 （略） 研修部 研究調査部 <u>学校情報化支援部</u> <u>事務係</u> 教育相談部 2 部、課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 （略） 研修部 （1）教職員の研修の実施（<u>研究調査部</u>及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。 （2）（略） 研究調査部 （1）教育に関する専門的<u>及び</u>技術的な調査研究（<u>学校情報化支援部</u>及び教	（組織） 第 2 条 センターに次の組織を置く。 総務課 （略） 研修部 研究調査部 <u>情報教育部</u> <u>主幹(1)</u> <u>主査(1)</u> 教育相談部 2 部、課及び係の分掌事務並びに<u>主幹及び主査</u>の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 （略） 研修部 （1）教職員の研修の実施（<u>情報教育部</u>及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。 （2）（略） 研究調査部 （1）教育に関する専門的、<u>技術的な調査研究</u>（<u>情報教育部</u>及び教育相談部

育相談部の主管に属するものを除く。) に関すること。

(2) 教育資料の作成、収集及び提供(学校情報化支援部及び教育相談部の主管に属するものを除く。) に関すること。

(3)～(5) (略)

(6) 校内研修支援に関すること。

学校情報化支援部

事務係

(1) 学校における情報化の推進に関する企画並びに専門的及び技術的な調査研究に関すること。

(2) 学校における情報化の推進に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。

(3) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

教育相談部

の主管に属するものを除く。) に関すること。

(2) 教育資料の作成、収集及び提供(情報教育部及び教育相談部の主管に属するものを除く。) に関すること。

(3)～(5) (略)

情報教育部

(1) 情報教育及び視聴覚教育(以下「情報教育等」という。) に関する企画及び専門的、技術的な調査研究に関すること。

(2) 情報教育等に関する研修の実施に関すること。

(3) 情報教育等に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。

(4) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

主幹(ネットワーク整備)

(1) 情報教育ネットワークの整備に関すること。

主査(ネットワーク整備)

(1) 情報教育ネットワークの整備に関すること。

教育相談部

(1)～(3) (略)

(4) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する検査に関すること。

(5) (略)

(部長等)

第3条 (略)

2 (略)

3 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

(勤務時間の特例等)

第3条の2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時15分まで又は午前9時から午後5時30分までの間において1日7時間45分とし、休憩時間は、45分とし、週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合にあつては正午から午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分

(1)～(3) (略)

(4) 心身に障害のある幼児、児童及び生徒に対する検査に関すること。

(5) (略)

(部長等)

第3条 (略)

2 (略)

3 主幹及び主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

(勤務時間の特例等)

第3条の2 次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）の勤務時間の割振りは1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とし、休憩時間は1日について1時間とし、週休日は日曜日及び土曜日とする。

(1) 業務の性質上、休憩時間を確保することが困難となる可能性がある職員

(2) 前号の職員と一体となって業務を行う必要があると教育長が認める職員

2 職員の休憩時間の時限は、前項の規定の適用を受ける職員にあっては正午から午後1時まで、その他の職員にあっては正午から午後0時45分までとする。

までの場合にあつては午後 0 時15分から正午までとする。

3 前 2 項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。